



894号
2020年10月27日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

郵政20条裁判勝利

勝利判決に沸く

10月15日、最高裁判
所で行われた判決は、原告
の勝利を告げる判断だっ

手当・扶養手当・夏期休暇・
冬期休暇・病気休暇(有
給)・祝日休の格差が不合
理だと判断された。

最高裁判所が違法と判
断した事で、会社は違法状
態を続ける事ができなく
なる。

郵政局で働く非正規社
員が約19万人いるが、よ
うやく格差是正が前進さ
れる事になった。

ただし、損害賠償が行わ
れるのは、原告のみ。
会社は最高裁の判決を
真摯に受け止め、経営判断

た。
住居手当・年末年始勤務

で救済する事が理想であ
る。
かんぽ不適正営業で損
害が生じたお客様に対し
て、過去に遡り、会社は保
障を行った。

同様に、最高裁判所が不
合理と判断した以上、対象
の非正規社員に対して、過
去に遡り、これまでの差額
分を保障することは経営
判断で可能である。

信頼回復に舵を切った
会社が、社員に対して不誠
実な対応をすれば会社の
信頼回復は遠のき兼ねな
い。

2020年度、登用一次試験の結
果が、社員に伝えられた。
合格者の皆様、おめでとうござい
ます。

二次審査の面接試験は、9月上旬
から行われる予定であり、適性試験
免除者の中には行われた人もいるか
も知れません。

最終合否通知は来年の1月下旬に
行われ、4月から正社員として採用
されます。

今回の登用において、前回と大き
く異なる点は、郵便コースの登用者
の減少です。

前回の郵便コースは、最終合格者
が2,748名でしたが、今回の登
用予定数は約千名少ない狭き門とな
っています。

また、一般職から地域基幹職のコ
ース変更も行われます。

郵便コース700名程度、窓口コ
ース600名程度、(株)ゆうちょ銀
行、(株)かんぽ生命保険、日本郵政
(株)は若干名となっています。
なお、涉外営業コースは、本年度
の募集を実施していません。

賞与(ボーナス)
と退職金の判断
最高裁判所で1
3日に判決が行わ
れた他業種の非正
規判決で、賞与と
退職金について
は、不合理ではな
いという判断が下
された。
会社指示の人事

今後の予定
● 11月10日(火) 17:00~
第2回呉支部執行委員会
支部事務所
● 11月16日(木) 15:00~
集団訴訟進行協議
広島地方裁判所
次号は11月10日 予定